

産業廃棄物処分業許可申請書

（新規・更新許可申請用）

八 王 子 市

令和7年8月

はじめに

- この申請書は、産業廃棄物処分業の新規又は更新の許可申請用です。申請をされる方は、申請書を提出する前に別途「事前計画書」を提出してください。事前計画書の提出も予約制となります。
- 申請に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の修了証の写しが必要になります。受講する講習会の種類や受講者の資格等に関しては、5 ページで確認してください。
- 八王子市内で処分業を行う場合に八王子市長の許可が必要となります。

目 次

	ページ
1 申請受付場所 -----	1
2 申請方法等 -----	1
3 申請手数料 -----	1
4 申請から審査・許可決定までの流れ -----	2
5 申請書類の作成 -----	3
6 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書 -----	4
7 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会 -----	5
8 同時申請による書類の省略 -----	6
9 先行許可制度による書類の省略 -----	7
10 注意事項 -----	8
【申請書類様式】 -----	10
① 申請用紙（様式第八号）	
② 変更事項確認書（更新許可申請用）	
③ 誓約書	
④ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	
⑤ 資産に関する調書（個人用）	
⑥ 事業計画及び取り扱う産業廃棄物の種類	
⑦ 経理的基礎を有することの説明書	
【申請書記載例】 -----	23

1 申請受付場所

申請は、次の場所で受け付けています。

八王子市役所 環境部 廃棄物対策課 審査担当
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号（本庁舎事務棟2階）

J R東日本 中央本線 西八王子駅北口から徒歩約20分

電 話 042-620-7458（直通）

FAX 042-622-7262

メール b113200@city.hachioji.tokyo.jp

2 申請方法等

(1)申請方法

① 来庁して申請する場合

・申請は、予約制とさせていただきます。

あらかじめ上記の申請受付場所に電話で予約の上、御来庁ください。

・同時に2件以上の申請を行う場合や優良認定を伴う更新申請の場合は、予約時にその旨をお申し出ください。

② 郵送で申請する場合

・申請書類の他にレターパックプラス（600円）を2部添付してください。

（副本・手数料納付書送付用、許可証送付用に使用します。あらかじめ送付先の記載をお願いします。）

(2)申請受付時間

平日 8時30分から11時まで及び13時から16時まで

(3)提出部数

正副2部

副本は申請者の控えとなりますので、正本の写し（コピー）でも構いません。

3 申請手数料

(1)申請手数料(令和5年1月現在)

新規許可申請	100,000円
更新許可申請	94,000円

(2)納入方法

① 来庁して申請する場合

申請手数料は、申請当日に庁舎内の指定金融機関派出所（みずほ銀行）で納付していただきますので、必ず現金を御用意ください。

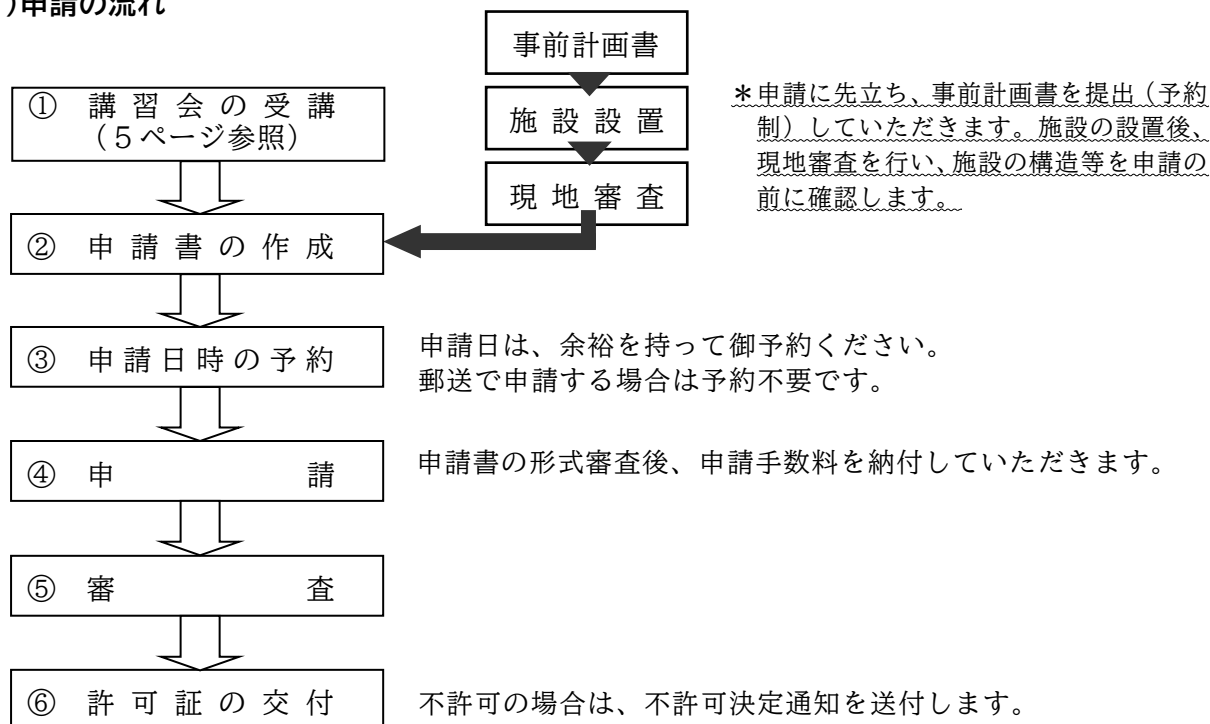
② 郵送で申請する場合

・同封していただいたレターパックプラスにて手数料納付書をお送りしますので、納付証裏面記載の金融機関等でお支払いください。手数料納付後、「納入通知書兼領収証書」の写しを、当課までメールまたはFAX等でお送りください。

※一度納付された申請手数料は、不許可や申請取り下げの場合でも返還できません。

4 申請から審査・許可決定までの流れ

(1)申請の流れ



(2)審査期間

審査の標準処理期間は申請書受理後60日です。

ただし、次の期間は標準処理期間に含まれません。

- ・ 予約日から申請書を受理するまでの期間
- ・ 申請書受理後、書類の修正・追加に要した期間
- ・ 土日祝日、年末年始(12/29－1/3)

※審査期間中の審査状況の問合せは御遠慮ください。

(3)許可証の交付

許可証は窓口又は郵送で交付します。

①窓口での交付を希望される場合

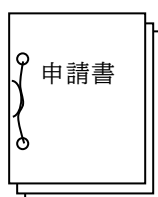
- ・ 許可決定後に市から送信する「許可決定のお知らせ」の受領証に住所、名称等を記入の上、申請を行った窓口にお持ちください。受領証と引き換えに許可証をお渡しします。
- ・ 更新許可の場合は、旧許可証と交換に新しい許可証を交付しますので、必ず旧許可証もお持ちください。ただし、従前の許可証の有効年月日前に新しい更新許可証を受領する場合は、従前の許可証は有効年月日経過後に返納していただきますので、持参していただく必要はありません。

②郵送での交付を希望される場合

- ・ 許可決定後に市から許可証と「許可決定のお知らせ」を送付します。受領後、「許可決定のお知らせ」の受領証に住所、名称等を記入の上、メールやFAX等でご返信ください。
- ・ 更新許可の場合は、従前の許可証を有効年月日経過後にご返納ください。

5 申請書類の作成

(1) 申請書のとり方



- ・ 申請書は左側に2穴をあけ、(2)のリストの順番に並べ、綴じひもで綴じてください。
- ・ 不足書類のないように、提出前に書類の有無を確認してください。

(2) 申請書類等の確認リスト

申請者が法人か個人かにより必要書類が異なりますので御注意ください。

No.	申請書類等		提出の要否	
			法人	個人
【申請書類(様式)】				
1	産業廃棄物処分業許可申請書（p.11～13）		○	○
2	変更事項確認書・新旧役員等対照表（p.14～15） 注） <u>新規許可申請の場合は提出不要です。</u>		○	○
3	誓約書（p.16）		○	○
4	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（p.17） 注）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を添付している場合は不要です。		○	○
5	資産に関する調書（個人用）（p.18）		－	○
6	事業計画及び取り扱う産業廃棄物の種類（p.19～21）		○	○
【申請者に関する書類】				
7	定款の写し		○	－
8	法人の登記事項証明書 （履歴事項全部証明書） 注）申請日時点で、発行から6ヵ月以内で最新のもの	申請者	○	－
		5%以上の株主又は出資者（株主又は出資者が法人の場合）	○	－
9	住民票抄本 （ <u>本籍が記載されたもの</u> ） 注）申請日時点で、発行から6ヵ月以内で最新のもの	申請者	－	○
		役員等（監査役・相談役・顧問を含む。）	○	－
		5%以上の株主又は出資者（株主又は出資者が個人の場合）	○	－
		令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） 注）p.5「7（2）令第6条の10に規定する使用人」を参照	○	○
10	成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書 注）p.4「6 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」を参照してください。 注）申請日時点で、発行から6ヵ月以内で最新のもの	申請者	－	○
		役員等（監査役・相談役・顧問を含む。）	○	－
		5%以上の株主又は出資者（株主又は出資者が個人の場合）	○	－
		令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） 注）p.5「7（2）令第6条の10に規定する使用人」を参照	○	○
11	申請者の許可証の写し	新規許可申請の場合： 他に産業廃棄物に関する許可（他道府県市のものを含む。）を有する場合は、当該許可証	○	○
		更新許可申請の場合： 更新する許可証（東京都の許可を有する場合は東京都許可証も添付すること）		

No.	申請書類等	提出の可否	
		法人	個人
【財政能力に関する書類】			
12	貸借対照表（直近３年分） 注）設立直後の法人で１回目の決算が確定していない場合は、No.12～No.16 までの書類は不要です。	○	－
13	損益計算書（直近３年分）	○	－
14	株主資本等変動計算書（直近３年分）	○	－
15	個別注記表（直近３年分）	○	－
16	法人税の納税証明書「その１ 納税額等証明用」（直近３年分） 注）納税証明書は税務署（国税庁）で交付しています。	○	－
17	所得税の納税証明書「その１ 納税額等証明用」（直近３年分） 注）納税証明書は税務署（国税庁）で交付しています。 注）事業主としての所得がない場合は、「源泉徴収票の写し」（直近３年分）を提出してください。	－	○
18	経理的基礎を有することの説明書（p.24書式）・記載者の資格証明書、又は返済不要な負債の額及びその負債が返済不要であることが分かる書類（任意書式） 注）該当者のみ提出が必要な書類です。該当するか否かは、p.8「10（3）財政能力」のチェックフローで確認してください。	○	○
【技術的能力に関する書類】			
19	講習会修了証の写し 注1）p.5「7（4）修了証」を参照してください。 注2）令第6条の10に規定する使用人を講習会の修了者とする場合は、申請者の使用人であることを説明する書類として、事業場一覧（事業場の名称、所在地及び事業場の業務内容がわかるもの）及び事業場を証明できる書類（事業場の賃貸契約書、公共料金の領収書等の写し等）もあわせて提出してください。	○	○

※ 個人申請者が未成年者の場合は、法定代理人の「No.9 住民票抄本（本籍が記載されたもの）」及び「No.10 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」（法定代理人が法人である場合には、「No.8 法人の登記事項証明書」、役員「No.9 住民票抄本（本籍が記載されたもの）」並びに「No.10 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」）も併せて提出してください。

6 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書

後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する証明書で、成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類です。証明書の交付は全国の法務局及び地方法務局（本局）で行っています（郵送受付は東京法務局のみ）。登記事項証明書の交付申請をする際は「証明事項」の欄に「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」をチェックしてください。住所などの誤記入が見受けられるので、各欄は、住民票抄本に記載されているとおり記載してください。

なお、令和元年12月の法改正に伴い、成年被後見人等に該当する場合であっても、廃棄物の処理の業務を適切に行うことができると判断されれば、一律に欠格とは扱いません。役員等に成年被後見人等を選任している場合は、業務を適切に行なうことができるかどうかを審査する書類として、医師の診断書等の提出を求め場合がありますので、事前にご相談ください。

登記事項証明書に関する問合せ先

- ・窓口での申請：管轄の法務局及び地方法務局（本局）
- ・郵送による申請：東京法務局 民事行政部 後見登録課
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
（交通：地下鉄都営新宿線、東西線、半蔵門線「九段下駅」）
電話 03-5213-1360（ダイヤルイン）
ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/index.html>

7 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会

(1) 講習会受講者の資格

許可に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」を修了していることが必要です。

講習会の受講者は、次の方に限ります。

個人の場合	申請者本人
法人の場合	代表者、役員（監査役を除く。）又は令第6条の10に規定する使用人のうち常勤者

(2) 令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）

申請者の使用人で次に掲げる事務所等の代表者です。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行う事ができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

※ 講習会の修了者が令第6条の10に規定する使用人の場合に必要な書類
事業場一覧（事業場の名称、所在地及び事業場の業務内容がわかるもの）及び事業場を証明できる書類（事業場の賃貸契約書、公共料金の領収書等の写し）を提出してください。

また、更新申請の場合、契約締結権限を有することを証明する書類（契約書、意思決定文書）を確認します。

(3) 全国の講習会の日程の問合せ先及び東京会場の申込受付

一般社団法人東京都産業資源循環協会

千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階

電話03-5283-5455 FAX03-5283-5592

(4) 修了証

申請に必要な講習会の修了証は次のとおりです。

講習会の種類 申請の種類	産業廃棄物処理業講習会 （処分課程）		特別管理産業廃棄物処理業講習会 （処分課程）	
	新規（注1）	更新（注1）	新規（注1）	更新（注1）
新規許可申請	○	×（注2）	○	×（注2）
更新許可申請	○	○	○	○

（注1）新規修了証の有効期限は5年、更新修了証の有効期限は2年です。

新規許可申請は「申請日」に有効な修了証が必要です。

更新許可申請は「八王子市の許可の有効期限の翌日時点」で有効な修了証が必要です。

※前回の申請に使用した修了証での申請はできません。

（注2）申請者が既に他の自治体で産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を有している場合、更新の修了証でも差し支えありません。

※ 産業廃棄物処分業の許可を有する個人事業者が、新たに法人を設立して新規申請を行う場合で、当該個人事業者が上記7（1）に該当する場合、かつ、個人事業者としての許可を廃止する場合には、当該個人事業者が有する更新講習会修了証（申請日に有効なものに限ります。）で許可申請ができます。

8 同時申請による書類の省略

(1)省略可能な書類

更新許可申請と変更許可申請、産業廃棄物処分業許可申請と特別管理産業廃棄物処分業許可申請等、複数の申請を同時に行う場合には、一方の申請書については、共通する次の書類の添付を省略することができます。

書類の添付を省略する場合には、省略した方の申請書に省略書類一覧表を添付してください。

・法人申請者の場合

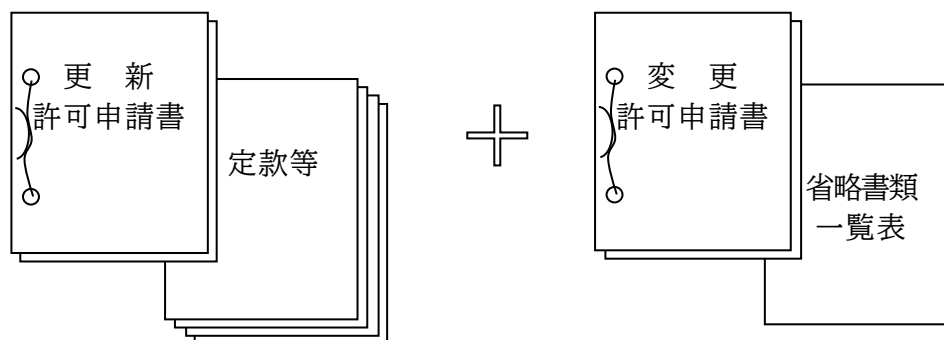
- ① 誓約書
- ② 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
- ③ 申請者の定款の写し
- ④ 申請者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑤ 5%以上の法人株主又は出資者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑥ 役員等及び5%以上の株主又は出資者の住民票抄本
- ⑦ 役員等及び5%以上の株主又は出資者に係る成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
- ⑧ 貸借対照表（直近3年分）
- ⑨ 損益計算書（直近3年分）
- ⑩ 株主資本等変動計算書（直近3年分）
- ⑪ 個別注記表（直近3年分）
- ⑫ 法人税の納税証明書（直近3年分）

・個人申請者の場合

- ① 誓約書
- ② 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
- ③ 資産に関する調書（個人用）
- ④ 申請者の住民票抄本
- ⑤ 申請者の成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
- ⑥ 所得税の納税証明書（直近3年分）

(2)申請書の調製(例)

申請書は、次のように調製してください。



9 先行許可制度による書類の省略

(1) 先行許可制度

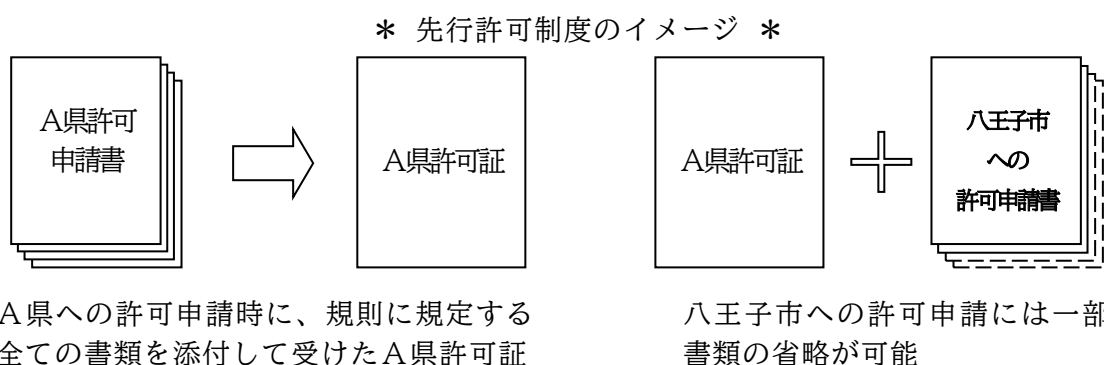
先行許可制度とは、規則に規定する書類を全て添付して受けた※¹、次に掲げる許可証（先行許可証）※²を提示することで、添付書類の一部を省略できる制度です。先行許可証として使用できる期間は先行許可証に記載されている許可の日から5年間※³です。

- ・（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可証（新規・変更・更新）
- ・（特別管理）産業廃棄物処分業の許可証（新規・変更・更新）
- ・産業廃棄物処理施設の設置許可証（新規・変更）

※1 規則に規定する書類を全て添付して許可を受けている許可証は「規則第○条の○第○項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」と記載されています。

※2 他の都道府県・政令市から受けた許可を含みます。

※3 新規許可申請は「申請日時点」、更新許可申請は「更新申請に係る許可の有効期限の翌日」に有効な先行許可証が必要です。



(2) 先行許可証の提出により省略できる添付書類

- ①「誓約書」
- ②「住民票抄本」
- ③「成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」
- ④「5%以上の法人株主又は出資者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」

ただし、先行許可証の許可の日以降に就任し、市への届出が済んでいない役員、株主等又は令第6条の10に規定する使用人に関する書類については省略できません。

(3) 制度を利用する場合の手続き

- ・先行許可制度を利用する旨を担当へ伝えてください。
- ・申請書類とともに、先行許可証の原本をお持ちいただき窓口で提示していただくか、先行許可証の写し（正写した日、現行の許可証である旨を記載）を提出してください。

(4) 利用に当たっての注意事項

- ・更新許可申請に際し、更新しようとする当該許可証を先行許可証として使用することはできません。

（例）令和3年1月31日に許可期限を迎える市の産業廃棄物処分業の許可証を先行許可証として使用して、令和3年2月1日から有効となる産業廃棄物処分業の更新許可申請を行うことはできません。

- ・申請者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は省略できません。

10 注意事項

(1) 取り扱う廃棄物が産業廃棄物に該当するか

本申請で取得する許可は、産業廃棄物の処分を業として行うための許可です。つまり、本申請で取得する許可では一般廃棄物の処分を業として行うことはできません。

なお、木くずや紙くずなどの品目については、排出事業者の業種等により、一般廃棄物に分類され、本申請で取得する許可では処分ができませんので、ご注意ください。

(2) 欠格要件

申請者、申請者の役員等、5%以上の株主等（法人の場合）及び令第6条の10に規定する使用人が、欠格要件に該当する場合には、不許可処分となります。なお、申請時点で欠格要件に該当していたことが許可後に判明した場合には、許可が取消しとなります。

(3) 財政能力

処分業の許可は、事業を的確にかつ継続して行うことのできる経理的基礎を有することが必要です。「経理的基礎を有することの説明書」の提出を要する方が、この説明書を提出されない場合には、経理的基礎が無いと判断し、「不許可」処分となります。経理的基礎の有無に対する基準は以下のとおりとしています。

なお、本市では「経理的基礎を有することの説明書」として、中小企業診断士又は公認会計士による診断書を求めています。

1 営業実績が3年間以上ある法人の場合

直前事業年度の 自己資本比率	直前3年間の 経常利益 金額等の平 均值	直前事業年 度の経常利 益金額等	行政処分の内容		
			収集運搬業		処分業
			積保なし	積保あり	
0%以上	プラス	プラス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
0%以上	プラス	マイナス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
0%以上	マイナス	プラス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
0%以上	マイナス	マイナス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
0%未満	プラス	プラス	診断書	診断書	診断書
0%未満	プラス	マイナス	診断書	診断書	診断書
0%未満	マイナス	プラス	診断書	診断書	診断書
0%未満	マイナス	マイナス	不許可	不許可	不許可

- (注) 1. 「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。
2. 「診断書」では、今後5年間の収支計画に基づく中小企業診断士又は公認会計士の診断書の提出を要する。ただし、診断書の内容だけで経理的基礎の有無を判断するものではない。
3. 不許可となった場合でも、申請手数料や診断書は申請者の負担である。
4. 会社更生法及び民事再生法による更生手続等の手続が開始された法人等の経理的基礎については、事業の実績、更生計画又は再生計画等の内容により判断する。

2 営業実績が3年間以上ある個人の場合

直前事業年度の 資産状況	直前3年間の所得税 の納税状況	行政処分の内容		
		収集運搬業		処分業
		積保なし	積保あり	
資産≧負債	毎年、納税している	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
資産≧負債	納税していない年あり	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
資産<負債	納税している年がある	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
資産<負債	毎年、納税していない	不許可	不許可	不許可

- (注) 1. 資産状況については、「資産に関する調書」により判断する。
 2. 納税すべき額が0円の場合は「納税していない」に当たる。
 3. 民事再生法による再生手続きが開始された者の経理的基礎についても上記(4)のとおり。

3 営業実績が3年間に満たない法人又は個人の場合

今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書の提出を要する。

4 その他

令和2年3月30日付環循規発第2003301号通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」を留意して判断する。なお、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」が新たに通知された場合(以下「新通知」という。)、新通知に留意して判断する。

申請書類様式

産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

FAX番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

事務所及び事業場の所在地

事務所

電話番号

事業場

電話番号

事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別紙「事業の用に供するすべての施設」のとおり

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

事前計画書のとおり

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

事前計画書のとおり

担当者及び連絡先 T E L / F A X

※ 事務処 理 欄

(日本産業規格 A列 4番)

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 2部提出すること。

※ 手数料欄

変更事項確認書

更新許可申請に当たり、申請内容について次のとおりであることを確認します。
(1又は2のいずれかに○をつけること。)

変更内容がない場合には「1」を○で囲んでください。

- 1 変更事項はありません。全ての内容について、届出済みです。
- 2 変更事項があります。変更事項は下表のとおりです。

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有 ・ 無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有 ・ 無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有 ・ 無	法人の代表者	新旧役員等対照表のとおり	
有 ・ 無	役員、顧問、令第6条 の10に規定する使 用人等		
有 ・ 無	株主、出資者		
有 ・ 無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少		
有 ・ 無	その他		

注 記入欄が足りない場合には、別途、用紙を作成し提出してください。

※取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合や、石綿含有産業廃棄物の取り扱いを無から有に変更する場合は、別途、変更許可申請の手続きが必要です。

新旧役員等対照表

- ・代表取締役、役員等、令第6条の10に規定する使用人又は株主等について記載してください。
- ・この表の新（役員等、5%以上の株主等）の欄に記載した方のうち、市に登録のない方については、「番号」欄に○をしてください。

番号	新（役員等、5%以上の株主等）	旧（役員等、5%以上の株主等）
1	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
2	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
3	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
4	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
5	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
6	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
7	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
8	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
9	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
10	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
11	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
12	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
13	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
14	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
15	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

八王子市長 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額		
	土 地	
	事 務 所	
	車 両	
	処 分 施 設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

事業計画及び取り扱う産業廃棄物の種類

(1) 事業計画

① 現在の主たる業務

② 産業廃棄物処理に係る事業計画

(2) 産業廃棄物を取り扱う事務所及び事業場の所在地

番号	事務所・事業場の種類	郵便番号及び所在地	電話番号	積替え保管 処分業
1				有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無

注1) 市内の産業廃棄物に係る事業を行う全ての事務所・事業場（支店・営業所・工場等）を記入すること。なお、申請者住所（本店）は記入しないこと。

注2) 連絡先となる事業場の番号を○で囲むこと（1事業場のみ）

※八王子市からの書類送付先になります。○が付いていない場合は、本店に送付します。

(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

①搬入について

産業廃棄物の種類	主な排出事業者の名称・所在地、業種等	申請者の処理方法

②搬出について

処理後物の 名称	運搬者 (自己・他人)	搬出先の名称・所在地	搬出後の処理方法 (注)
	自己・他人		最終処分・売却
			(中間処理)
	自己・他人		最終処分・売却
			(中間処理)
	自己・他人		最終処分・売却
			(中間処理)
	自己・他人		最終処分・売却
			(中間処理)
	自己・他人		最終処分・売却
			(中間処理)

(注) 廃棄物処理の場合は、中間処理か最終処分を○で囲み、かつ中間処理の場合は「焼却」「破碎」等の処理方法も明示すること。一方、廃棄物処理でない場合は売却を○で囲むこと。

事業の用に供するすべての施設

(申請書第1面の別記)

許可証記載の基礎データとなりますので正しく記入してください。

施設の設置場所					
施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力 (注1)	設置年月日 (注2)	施設許可 (注3)	施設許可年月日 (注3)

(注1) 処理能力は産業廃棄物の種類に対する単独及び混合(混合処理する場合)の処理能力を記入してください。

(注2) 設置年月日は施設を実際に設置した年月日を記入してください。

(注3) 法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合のみ記入してください。

経理的基礎を有することの説明書

- 1 債務超過に陥った理由
(いつ、どのような理由で債務超過になったか。現在の債務超過額)
- 2 債務超過から脱するための対策
(具体的な対策及びその対策で生じる利益。全対策により生じる当期利益。債務超過が解消できる会計年度)

- 3 記載者氏名

年 月 日

住所

氏 名

記載した、中小企業診断士又は公認会計士がその資格を有することが確認できる許可証、証明書等の写しを添付してください。

申請書記載例

産業廃棄物処分業許可申請書	
令和**年**月**日	
八王子市長 殿	
申請者 〒123-4567 住 所 東京都八王子市***三丁目24番1号 氏 名 高尾***株式会社 代表取締役 高尾 太郎 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 042-345-**** F A X 番号 042-765-****	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	中間処理 破碎 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず 以上3種類
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所 東京都八王子市***三丁目24番1号 電話番号 042-345-****
	事業場 東京都八王子市***町1916番 電話番号 042-***-8901
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	別紙「事業の用に供するすべての施設」のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	事前計画書のとおり
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	事前計画書のとおり
担当者及び連絡先 T E L / F A X	本社 総務課 ○○×× 電話 042-345-**** F A X 042-345-****
※ 事 務 処 理 欄	

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
	埼玉県	01100*****	
	神奈川県	令和**年**月**日申請	
	千葉県	令和**年**月**日申請	
記入欄が足りない場合は別紙を作成してください。			
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称	住 所		
たかお*** 高尾***株式会社	東京都八王子市***三丁目24番1号		
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住 所		
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
	役職名・呼称	住 所	
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
	役職名・呼称	住 所	
たかお たろう 高尾 太郎	昭和 30.1.1 代表取締役	東京都八王子市**町一丁目2番 東京都八王子市**町五丁目6番7号	
たかお はなこ 高尾 花子	昭和 34.10.12 取締役	東京都八王子市**町一丁目2番 東京都八王子市**町五丁目6番7号	
えど いちろう 江戸 一郎	昭和 33.2.8 取締役	東京都八王子市**町三丁目12番 東京都八王子市**町三丁目12番11号	
きむ さぶろう 金 三郎	昭和 40.8.3	**国	外国人で通称名がある場合は、併記してください。
かねだ さぶろう (金田 三郎)	監査役	東京都八王子市**町10	
たかお おきな 高尾 翁	昭和 2.1.2 相談役	東京都八王子市**町一丁目2番 東京都八王子市**町五丁目6番7号	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	10000 株		出 資 の 額	100万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
たかお おきな 高尾 翁	昭和 2.1.2	7000 株	東京都八王子市**町一丁目2番	
		70%	東京都八王子市**町五丁目6番7号	
たかもしょうじ 有限会社高尾 商事		2800 株	法人の場合、本籍欄の記入は不要です。	
		28%	東京都八王子市**町二丁目*番*号	
			履歴事項全部証明書のとおり記載してください。	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
たかお じろう 高尾 次郎	昭和 54.7.12	東京都八王子市**町一丁目2番
	戸吹支店長	東京都八王子市**町五丁目6番7号

備考

- ※の欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 2部提出すること。

※ 手数料欄

変更事項確認書

更新許可申請に当たり、申請内容について次のとおりであることを確認します。

(1又は2のいずれかに○をつけること。)

変更内容がない場合には「1」を○で囲んでください。

1 変更事項はありません。全ての内容について、届出済みです。

2 変更事項があります。変更事項は下表のとおりです。

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有 ・ 無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有 ・ 無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有 ・ 無	法人の代表者	新旧役員等対照表のとおり	
有 ・ 無	役員、顧問、令第6条 の10に規定する使 用人等		
有 ・ 無	株主、出資者		
有 ・ 無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少		
有 ・ 無	その他		

注 記入欄が足りない場合には、別途、用紙を作成し提出してください。

※取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合や、石綿含有産業廃棄物の取り扱いを無から有に変更する場合は、別途、変更許可申請の手続きが必要です。

新旧役員等対照表

- ・代表取締役、役員等、令第6条の10に規定する使用人又は株主等について記載してください。
- ・この表の新（役員等、5%以上の株主等）の欄に記載した方のうち、市に登録のない方については、「番号」欄に○をしてください。

番号	新（役員等、5%以上の株主等）	旧（役員等、5%以上の株主等）
1	役職名等 代表取締役 氏名等 高尾 太郎	役職名等 代表取締役（株主40%） 氏名等 高尾 太郎
2	役職名等 取締役 氏名等 高尾 花子	役職名等 取締役（株主30%） 氏名等 高尾 花子
3	役職名等 取締役 氏名等 江戸 一郎	役職名等 取締役 氏名等 江戸 一郎
4	役職名等 （辞任） 氏名等	役職名等 取締役 氏名等 高尾 三郎
5	役職名等 監査役 氏名等 金 三郎（金田 三郎）	役職名等 監査役 氏名等 金 三郎（金田 三郎）
⑥	役職名等 相談役（株主70%） 氏名等 高尾 翁	役職名等 氏名等
7	役職名等 （辞任） 氏名等	役職名等 株主（28%） 氏名等 高尾 美子
8	役職名等 （辞任） 氏名等	役職名等 政令使用人（戸吹支店長） 氏名等 高尾 四郎
⑨	役職名等 株主（28%） 氏名等 有限会社高尾商事	役職名等 氏名等
⑩	役職名等 政令使用人（戸吹支店長） 氏名等 高尾 次郎	役職名等 氏名等
11	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
12	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
13	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
14	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
15	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等

全ての代表取締役、役員等、令第6条の10に規定する使用人及び株主等について記載してください。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

八 王 子 市 長 様

申請者

住所 東京都八王子市***三丁目24番1号

氏名 高尾***株式会社
代表取締役 高尾 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する 資金の総額	25,000	
	土地	購入費 5,000
	事務所1	造成費 2,500 建設費 5,000
	事務所2	造成費 1,500 建設費 3,000
	車両	購入費 2,000
	処分施設	造成費 2,000 建設費 4,000 機械 8,000
調 達 方 法	自己資金	10,000
	借入金	15,000
	○×銀行	10,000（借入金の内訳です）
	△△銀行	5,000（借入金の内訳です）
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3, 0 0 0
有価証券	(株) ○×の株式	1, 0 0 0 株	1 0 0
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	1 1 0 m ²	2 0, 0 0 0
建 物	自宅	1 棟	1 2, 0 0 0
備 品			
車 両	キャブオーバー	1 台	3, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			3 8, 1 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	○×銀行		1 9, 0 0 0
短期借入金	△□銀行		5 0 0
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			1 9, 5 0 0

事業計画及び取り扱う産業廃棄物の種類

(1) 事業計画

① 現在の主たる業務

平成7年から、産業廃棄物処分業を行っている。

② 産業廃棄物処理に係る事業計画

排出事業者からの委託を受けて、産業廃棄物の中間処理（破碎）を廃棄物処理法及び関係法令を遵守して営む。

(2) 産業廃棄物を取り扱う事務所及び事業場の所在地

番号	事務所・事業場の種類	郵便番号及び所在地	電話番号	積替え保管 処分業
①	戸吹プラント	〒190-4567 東京都八王子市***町1916番	042-***-8901	有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無

注1) 市内の産業廃棄物に係る事業を行う全ての事務所・事業場（支店・営業所・工場等）を記入すること。なお、申請者住所（本店）は記入しないこと。

注2) 連絡先となる事業場の番号を○で囲むこと（1事業場のみ）

※八王子市からの書類送付先になります。○が付いていない場合は、本店に送付します。

(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

①搬入について

産業廃棄物の種類	主な排出事業者の名称・所在地、業種等	申請者の処理方法
廃プラスチック類	〇〇〇精工株式会社 東京都八王子市**町一丁目2番3号 (精密機械製造・加工業)	中間処理 (破碎)
金属くず	□□□金属株式会社 東京都町田市**二丁目3番4号 (金属加工業)	中間処理 (破碎)
ガラス・コンクリート ・陶磁器くず	〇〇〇精工株式会社 東京都八王子市**町一丁目2番3号 (精密機械製造・加工業)	中間処理 (破碎)

②搬出について

処理後物の 名称	運搬者 (自己・他人)	搬出先の名称・所在地	搬出後の処理方法 (注)
残さ物 (破碎後物)	自己・ <u>他人</u>	名 称 〇〇環境クリーン株式会社 所 在 地 〇〇県〇〇郡〇〇町45 許可番号 00-30-999999	<u>最終処分</u> 売却
			中間処理 ()
有価物 (金属)	自己・ <u>他人</u>	名 称 有限会社△△金属 所 在 地 町田市△△六丁目7番8号 許可番号	最終処分 <u>売却</u>
			中間処理 ()
	自己・他人		最終処分・売却
			中間処理 ()
	自己・他人		最終処分・売却
			中間処理 ()
	自己・他人		最終処分・売却
			中間処理 ()

(注) 廃棄物処理の場合は、中間処理か最終処分を○で囲み、かつ中間処理の場合は「焼却」「破碎」等の処理方法も明示すること。一方、廃棄物処理でない場合は売却を○で囲むこと。

事業の用に供するすべての施設

(申請書第1面の別記)

許可証記載の基礎データとなりますので正しく記入してください。

施設の設置場所					
施設の種 類	産業廃棄物の種類	処理能力 (注 1)	設置年月日 (注2)	施設許可番号 (注 3)	施設許可年月日 (注3)
東京都八王子市□□□町1916番					
破碎	廃プラスチック類	6.50 t / 日	H27.10. 1	産施第 201 号	H27. 3.20
東京都八王子市□□□町1916番					
破碎	金属くず	12.5 t / 日	H27.10. 1		
東京都八王子市□□□町1916番					
破碎	ガラス・コンクリート・陶磁 器くず	8.50 t / 日	H27.10. 1		

(注1) 処理能力は産業廃棄物の種類に対する単独及び混合(混合処理する場合)の処理能力を記入してください。

(注2) 設置年月日は施設を実際に設置した年月日を記入してください。

(注3) 法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合のみ記入してください。

経理的基礎を有することの説明書

1 債務超過に陥った理由

(いつ、どのような理由で債務超過になったか。現在の債務超過額)

現在の債務超過額 ○○○万円

理由)

.....
.....
.....
.....
.....

2 債務超過から脱するための対策

(具体的な対策及びその対策で生じる利益。全対策により生じる当期利益。債務超過が解消できる会計年度)

①
.....
.....

当該対策により生じる利益 **万円／年

②
.....
.....

当該対策により生じる利益 **万円／年

③
.....
.....

当該対策により生じる利益 **万円／年

①～③の対策を行うことにより、年間***万円の当期利益が確保できることから、平成**年（第**期）会計年度に債務超過は解消します。

3 記載者氏名

令和**年**月**日

住 所 東京都八王子市○○○*丁目*番*号

氏 名 中小企業診断士 高尾○○

記載した、中小企業診断士又は公認会計士がその資格を有することが確認できる許可証、証明書等の写しを添付してください。